

健康保険 被保険者報酬月額変更届

令和 年 月 日提出

常務理事	事務長	部長	課長		係

提出者記入欄

事業所記号				
事業所所在地	届書記入の個人番号に誤りがないことを確認しました。 〒 -			
事業所名称				
事業主氏名				
電話番号	()			

受付印

社会保険労務士記載欄
氏 名 等

項目名	① 被保険者番号		② 被保険者氏名		③ 生年月日		④ 改定年月		⑪ 個人番号【基礎年金番号】 ※70歳以上被用者の場合のみ		
	⑤ 従前の標準報酬月額		⑥ 従前改定月		⑦ 昇(降)給		⑧ 週及支払額		⑫ 備考		
	⑨ 給与 支給月	⑩ 給与と計算の 基礎日数	報酬月額		⑭ 総計						
			⑪ 通貨によるものの額	⑫ 現物によるものの額	⑬ 合計 (⑪+⑫)	⑭ 平均額					
							⑮ 修正平均額				
1	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪
	⑤ 健	⑥ 厚	⑦ 昇(降)給	⑧ 週及支払額	⑨ 支給月	⑩ 日数	⑪ 通貨	⑫ 現物	⑬ 合計(⑪+⑫)	⑭ 総計	⑮ 備考
	⑨ 支給月	⑩ 日数	⑪ 通貨	⑫ 現物	⑬ 合計(⑪+⑫)	⑭ 総計	⑮ 平均額	⑯ 修正平均額	⑰ 1. 70歳以上被用者月額変更	⑱ 2. 二以上勤務	⑲ 3. 短時間労働者(特定適用事業所等)
	⑨ 支給月	⑩ 日数	⑪ 通貨	⑫ 現物	⑬ 合計(⑪+⑫)	⑭ 総計	⑮ 平均額	⑯ 修正平均額	⑰ 4. 昇給・降給の理由	⑱ 5. 健康保険のみ月額変更	⑲ 6. その他
	⑨ 支給月	⑩ 日数	⑪ 通貨	⑫ 現物	⑬ 合計(⑪+⑫)	⑭ 総計	⑮ 平均額	⑯ 修正平均額	⑰ 4. 昇給・降給の理由	⑱ 5. 健康保険のみ月額変更	⑲ 6. その他
2	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪
	⑤ 健	⑥ 厚	⑦ 昇(降)給	⑧ 週及支払額	⑨ 支給月	⑩ 日数	⑪ 通貨	⑫ 現物	⑬ 合計(⑪+⑫)	⑭ 総計	⑮ 備考
	⑨ 支給月	⑩ 日数	⑪ 通貨	⑫ 現物	⑬ 合計(⑪+⑫)	⑭ 総計	⑮ 平均額	⑯ 修正平均額	⑰ 1. 70歳以上被用者月額変更	⑱ 2. 二以上勤務	⑲ 3. 短時間労働者(特定適用事業所等)
	⑨ 支給月	⑩ 日数	⑪ 通貨	⑫ 現物	⑬ 合計(⑪+⑫)	⑭ 総計	⑮ 平均額	⑯ 修正平均額	⑰ 4. 昇給・降給の理由	⑱ 5. 健康保険のみ月額変更	⑲ 6. その他
	⑨ 支給月	⑩ 日数	⑪ 通貨	⑫ 現物	⑬ 合計(⑪+⑫)	⑭ 総計	⑮ 平均額	⑯ 修正平均額	⑰ 4. 昇給・降給の理由	⑱ 5. 健康保険のみ月額変更	⑲ 6. その他
3	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪
	⑤ 健	⑥ 厚	⑦ 昇(降)給	⑧ 週及支払額	⑨ 支給月	⑩ 日数	⑪ 通貨	⑫ 現物	⑬ 合計(⑪+⑫)	⑭ 総計	⑮ 備考
	⑨ 支給月	⑩ 日数	⑪ 通貨	⑫ 現物	⑬ 合計(⑪+⑫)	⑭ 総計	⑮ 平均額	⑯ 修正平均額	⑰ 1. 70歳以上被用者月額変更	⑱ 2. 二以上勤務	⑲ 3. 短時間労働者(特定適用事業所等)
	⑨ 支給月	⑩ 日数	⑪ 通貨	⑫ 現物	⑬ 合計(⑪+⑫)	⑭ 総計	⑮ 平均額	⑯ 修正平均額	⑰ 4. 昇給・降給の理由	⑱ 5. 健康保険のみ月額変更	⑲ 6. その他
	⑨ 支給月	⑩ 日数	⑪ 通貨	⑫ 現物	⑬ 合計(⑪+⑫)	⑭ 総計	⑮ 平均額	⑯ 修正平均額	⑰ 4. 昇給・降給の理由	⑱ 5. 健康保険のみ月額変更	⑲ 6. その他
4	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪
	⑤ 健	⑥ 厚	⑦ 昇(降)給	⑧ 週及支払額	⑨ 支給月	⑩ 日数	⑪ 通貨	⑫ 現物	⑬ 合計(⑪+⑫)	⑭ 総計	⑮ 備考
	⑨ 支給月	⑩ 日数	⑪ 通貨	⑫ 現物	⑬ 合計(⑪+⑫)	⑭ 総計	⑮ 平均額	⑯ 修正平均額	⑰ 1. 70歳以上被用者月額変更	⑱ 2. 二以上勤務	⑲ 3. 短時間労働者(特定適用事業所等)
	⑨ 支給月	⑩ 日数	⑪ 通貨	⑫ 現物	⑬ 合計(⑪+⑫)	⑭ 総計	⑮ 平均額	⑯ 修正平均額	⑰ 4. 昇給・降給の理由	⑱ 5. 健康保険のみ月額変更	⑲ 6. その他
	⑨ 支給月	⑩ 日数	⑪ 通貨	⑫ 現物	⑬ 合計(⑪+⑫)	⑭ 総計	⑮ 平均額	⑯ 修正平均額	⑰ 4. 昇給・降給の理由	⑱ 5. 健康保険のみ月額変更	⑲ 6. その他
5	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪
	⑤ 健	⑥ 厚	⑦ 昇(降)給	⑧ 週及支払額	⑨ 支給月	⑩ 日数	⑪ 通貨	⑫ 現物	⑬ 合計(⑪+⑫)	⑭ 総計	⑮ 備考
	⑨ 支給月	⑩ 日数	⑪ 通貨	⑫ 現物	⑬ 合計(⑪+⑫)	⑭ 総計	⑮ 平均額	⑯ 修正平均額	⑰ 1. 70歳以上被用者月額変更	⑱ 2. 二以上勤務	⑲ 3. 短時間労働者(特定適用事業所等)
	⑨ 支給月	⑩ 日数	⑪ 通貨	⑫ 現物	⑬ 合計(⑪+⑫)	⑭ 総計	⑮ 平均額	⑯ 修正平均額	⑰ 4. 昇給・降給の理由	⑱ 5. 健康保険のみ月額変更	⑲ 6. その他
	⑨ 支給月	⑩ 日数	⑪ 通貨	⑫ 現物	⑬ 合計(⑪+⑫)	⑭ 総計	⑮ 平均額	⑯ 修正平均額	⑰ 4. 昇給・降給の理由	⑱ 5. 健康保険のみ月額変更	⑲ 6. その他

※ ⑨支給月とは、給与の対象となった計算月ではなく実際に給与の支払いを行った月となります。

この届書は、**固定的賃金の変動により、報酬に大幅な変動があった場合にご提出いただくものです。**

- ・月額変更となるのは、以下のすべてに該当した場合となります。
 - 昇給・降給等により**固定的賃金**に変動があった場合（日給から月給など賃金体系の変更の場合を含む）
 - 固定的賃金に変動があった月以降3カ月すべての「⑩給与計算の基礎日数」が17日以上ある場合（特定適用事業所等における「短時間労働者」の場合は11日以上）
 - 改定後の標準報酬月額と改定前の標準報酬月額に2等級以上の差が生じている場合
- ・70歳以上の方について提出する場合は、「⑬備考」欄の「1. 70歳以上被用者月額変更」を○で囲み、個人番号（または基礎年金番号）を「⑰個人番号」欄にご記入ください。

記入方法

提出者記入欄：事業所記号は下図を参照し、新規適用時に付された記号をご記入ください。

事業所記号	5	0
-------	---	---

- ①被保険者番号：資格取得時に払い出しされた被保険者番号を、必ずご記入ください。
- ③生年月日：該当する元号の番号と、年月日を下図のようにご記入ください。

【元号】1. 明治 3. 大正 5. 昭和 7. 平成 9. 令和

【記入例】昭和63年5月3日の場合

③ 5-630503
- ④改定年月：標準報酬月額が改定される年月をご記入ください。変動後の賃金を支払った月から4カ月目となります。
- ⑤従前の標準報酬月額：現在の標準報酬月額を千円単位でご記入ください。
- ⑥従前改定月：「⑤従前の標準報酬月額」が適用された年月をご記入ください。
- ⑦昇(降)給：昇給または降給のあった月の支払月を記入し、該当する昇給または降給の区分を○で囲んでください。
- ⑧遡及支払額：遡及分の支払があった月と支払われた遡及差額分をご記入ください。
- ⑨給与支給月：変動後の賃金を支払った月から3カ月をご記入ください。
- ⑩給与計算の基礎日数：月給・週給者は暦日数、日給・時給者は出勤日数等、報酬(給与)支払の基礎となった日数をご記入ください。
月給・週給者で欠勤日数分の給与を差し引く場合は、就業規則等で定められた日数から欠勤日数を除いてご記入ください。
※基礎日数は給与支払日ではありませんので、ご注意ください。
- ⑪通貨によるものの額：給料・手当等、名称を問わず労働の対償として金銭(通貨)で支払われるすべての合計金額をご記入ください。
※昇給がさかのぼったためその差額が支給された場合は、その差額も含めて記入し「⑧遡及支払額」に支給月と差額をご記入ください。
- ⑫現物によるものの額：報酬のうち食事・住宅・被服・定期券等、金銭(通貨)以外で支払われるものについてご記入ください。
現物によるものの額は、厚生労働大臣によって定められた額(食事・住宅については都道府県ごとに定められた価額、その他被服等は時価により算定した額)をご記入ください。
- ⑬合計：「⑪通貨」と「⑫現物」の合計額をご記入ください。
- ⑭総計：3カ月間の「⑬合計」を総計してください。
- ⑮平均額：「⑭総計」の金額を3で除して平均額を算出し、1円未満を切り捨ててください。
- ⑯修正平均額：昇給がさかのぼったため対象月中に差額分が含まれている場合は、差額分を除いた平均額をご記入ください。
- ⑰個人番号：70歳以上被用者の方のみご記入ください。また、本人確認を行ったうえで、個人番号をご記入ください。
基礎年金番号を記入する場合は、基礎年金番号通知書等に記載されている10桁の番号を左詰めでご記入ください。
- ⑬備考：「1. 70歳以上被用者月額変更」は、被用者が70歳以上の方の場合に、○で囲んでください。
「2. 二以上勤務」は、被保険者（70歳以上被用者を含む）が2カ所以上の適用事業所で勤務している場合に○で囲んでください。
「3. 短時間労働者」に該当する場合は、○で囲んでください。
「4. 昇給・降給の理由」には、基本給の変更・家族手当の支給等、昇給・降給となった具体的な理由をご記入ください。
「5. 健康保険のみ月額変更」は今まで健康保険に加入していた被保険者が、70歳到達時の契約変更等の理由により健康保険のみ月額変更となる場合（70歳以上被用者月額変更には該当しないケース）に○で囲んでください。
以下に該当する場合は、「6. その他」を○で囲み、（ ）内にその内容をご記入ください。
 - ・月額変更の対象となる給与支給月に被保険者区分の変更があった場合 ⇒（例：10月1日に短時間労働者へ区分変更の場合、「10/1→短時間労働者」と記入）

お知らせ

- ・固定的賃金とは、支給額や支給率が決まっているもの（基本給・家族手当・住宅手当等）のことです。
残業手当等は非固定的賃金のため、時間の増減に伴う残業手当の変動のみでは月額変更の対象とはなりません。
- ・改定前の標準報酬月額と比較して2等級以上の差が生じる場合でも、固定的賃金が上がったが残業手当等の非固定的賃金の減少により2等級以上下がった場合、固定的賃金は下がったが非固定的賃金の増加により2等級以上上がった場合等は、月額変更の対象とはなりません。
- ・「短時間労働者」とは、1週間の所定労働時間または1カ月の所定労働日数が正社員の4分の3未満の者のうち、週20時間以上勤務する者であって、国又は地方公共団体等に属する事業所及び特定適用事業所等に使用されていること等、一定の条件を満たした者をいいます。